

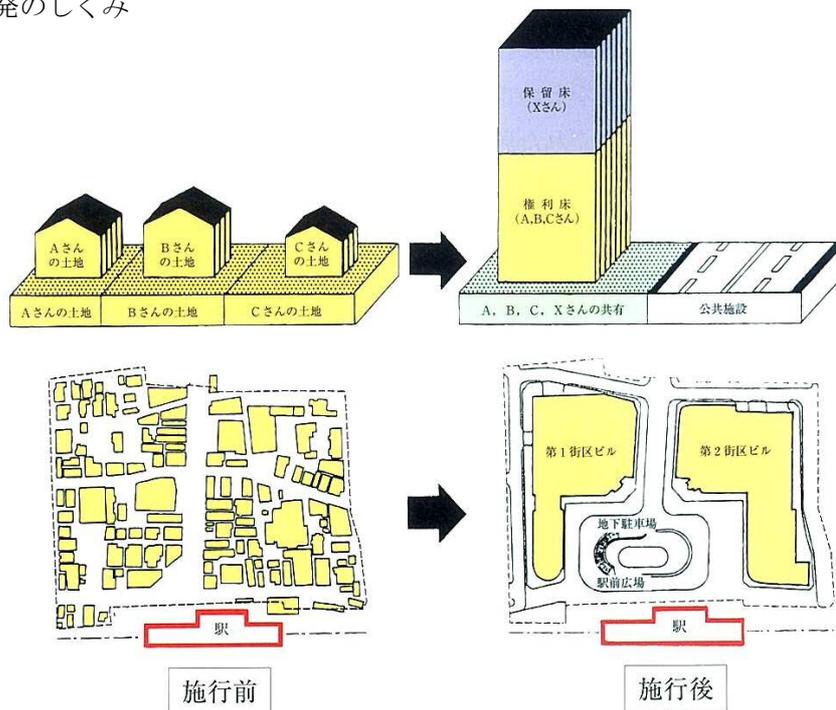
### 3. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、木造建築物の密集、宅地の細分化、公共施設の不足などにより生活環境が悪化した既成市街地で、敷地を共同利用し、道路、駅前広場等の公共施設を整備することによって、建築物の不燃化、共同化、高層化を図るとともに、有効なオープンスペースを確保し、安全で快適な都市環境を創造しようとする事業です。土地区画整理事業における立体換地制度を充実させたもので、権利変換手続きを取り入れて街区を立体的に整備します。

(権利変換とは、事業施行前の各権利者の権利の種類と、その資産額の大きさに応じて、事業完了後のビルの敷地や床に関する権利に変換することをいいます。)

本県では、高松市の片原町駅西で1地区、丸亀町商店街でA街区、G街区の2地区の計3地区が都市計画決定されています。

#### (1) 市街地再開発のしくみ



#### (2) 市街地再開発事業一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	区分	名称	施行区域 面積	建築敷地 面積	建ぺい率	容積率の 限度	主要用途	公共施設	当初決定年月日
										告示番号
										計画決定年月日
										告示番号
高松広域	高松市	第1種	片原町駅西・ 第3街区	0.4	0.3	7/10	55/10	住宅	道路、 下水道	H 8. 2. 27 市告125号 同上 ※
		第1種	丸亀町商店街 A街区	0.4	0.3	7/10	55/10	商業施設 住宅	道路	H13. 3. 21 市告188号 H16. 4. 13 市告231号※
		第1種	丸亀町商店街 G街区	1.2	0.9	7/10	65/10	商業施設 住宅	道路、 下水道	H13. 3. 21 市告189号 H21. 6. 30 市告502号
		第1種	大工町・ 磨屋町地区	0.5	0.3	7/10	48/10	商業施設 住宅	道路、 下水道	H30. 6. 25 市告616号
	合計		4地区	2.5						

※ 平成16年5月17日名称変更